

期間限定！



子育てするなら焼津に移住！

≡ 転入子育て世帯 マイホーム取得応援事業 ≡

最大 100 万円

※焼津市または南部土地区画整理組合が販売する一般保留地の購入が必要です

※転入子育て世帯とは、令和3年4月1日以降に市内に転入する中学生以下の子どもがいる世帯又は夫婦ともに40歳以下の世帯です

※その他の詳細条件があります



さらに充実！焼津市の子育てサポート事業

子育てコンシェルジュ

子育てサービスの利用や幼稚園・保育園の入所に関することなどの子育て相談の窓口です

子ども医療費助成制度

赤ちゃんから高校生までの医療費が無料です
(保険診療分のみ助成対象)

子育て応援派遣事業

妊娠中又は、3歳未満の子どもをお持ちの方が家事・育児でお困りの時は、子育て応援隊(ヘルパー)がお手伝いします(有料)

事業担当窓口

子育て支援担当窓口

焼津市 住宅・公共建築課

焼津市 子育て支援課

TEL : 054-626-2163

TEL : 054-626-1137

転入子育て世帯マイホーム取得応援事業

基本条件

- ① 土地区画整理事業の一般保留地を購入し、契約日以降に市内に転入すること
※令和3年4月1以降に焼津市から転出し、再び転入した者は対象外
- ② 中学生以下の子どもがいる世帯又は夫婦ともに40歳以下の世帯
- ③ 土地の売買契約日：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- ④ 対象の土地に新築住宅を購入し、10年以上定住すること
※詳しい条件についてはお問合わせください

申請期間

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日
(書類提出は2月中旬までをお願いします)

補助額

購入土地種類	土地についての問い合わせ先	補助額	
焼津市南部地区 一般保留地	区画整理課 南部担当 TEL：054-627-9413	保留地価格の1/10 (上限100万円)	最大100万円
会下ノ島石津地区 一般保留地	区画整理課 会下ノ島担当 TEL：054-626-2167		

制度の詳細な条件については、下記の事業担当窓口にお問合せいただくか、焼津市ホームページから手引きをご覧ください。

☒インターネット [やいづ 転入子育て](#) で検索又は表面の二次元コードを読み取りください。

事業担当窓口 焼津市 住宅・公共建築課 TEL：054-626-2163